

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営農業競争力強化農地整備事業鎌手地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月24日

香川県知事 池 田 豊 人

従前の土地の表示

| 市 町・大 字・字 | 地 番 | 地 目 | 用 途 | 地 積 m ² |
|--------------|---------|-----|-----|--------------------|
| 綾歌郡綾川町山田上中鎌手 | 甲169番地1 | 田 | 田 | 704.10 |
| 綾歌郡綾川町山田上上鎌手 | 甲634番地2 | 田 | 田 | 157.60 |